

浜松市議会傍聴規則及び浜松市議会委員会傍聴規程の一部改正について

1 改正を行う例規

- (1) 浜松市議会傍聴規則
- (2) 浜松市議会委員会傍聴規程

2 一部改正の主な内容

- (1) 浜松市議会傍聴規則

ア 傍聴人の定員

大規模な災害や重大な感染症のまん延などやむを得ない事由があるときは、110名とする市議会の傍聴人の定員について、別に定員を定めることができることとする。

イ 傍聴人に対する質問及び入場の禁止

議長は、傍聴をしようとする者の銃器やビラなどの携帯について職員に質問させ、当該者がこれに応じない場合は、当該者の議場への入場を禁止できることとする。

ウ 昨今の事情を鑑み、帽子やマフラー等の着用を禁止しないこととする。

エ その他

携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすることや、録画及びその画像の放送の禁止など所要の整備を行う。

- (2) 浜松市議会委員会傍聴規程

ア 傍聴人の定員

大規模な災害や重大な感染症のまん延などやむを得ない事由があるときは、10名とする委員会の傍聴人の定員について、別に定員を定めることができることとする。

イ 傍聴人に対する質問及び入場の禁止

委員長は、傍聴をしようとする者の銃器やビラなどの携帯について職員に質問させ、当該者がこれに応じない場合は、当該者の議場への入場を禁止できることとする。

ウ 昨今の事情を鑑み、帽子やマフラー等の着用を禁止しないこととする。

エ その他

携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすることや、録画及びその画像の放送の禁止など所要の整備を行う。

3 施行日

公布の日の翌日